

行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業又は行財政改革の状況を自ら評価する取組（以下「行政評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価組織)

第2条 行政評価の実施に当たり、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 前項に掲げる検討会議は、副市長、総合政策部長、行財政改革推進部長、政策調整課長、財政課長及び行政改革課長で構成する。

(議長)

第3条 検討会議に議長を置き、行財政改革推進部を担当する副市長をもって充てる。

2 議長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、議長が招集し、議長が議事を進行する。

2 検討会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(評価対象)

第5条 評価対象は、別に定める。

(委員会への諮問)

第6条 市長は、行政評価の実施に関し、旭川市行財政改革推進委員会に諮問するものとする。

(評価方法)

第7条 事務事業の所管部局は、別に定める評価表により対象の事務事業を自己評価する。

2 検討会議は、所管部局の自己評価及び旭川市行財政改革推進委員会による外部評価を踏まえ、全庁的な視点から対象の事務事業を評価し、市長に結果を報告する。

(結果の公表と反映)

第8条 市長は、前条第2項により報告を受けた結果を市民に公表するとともに

に、翌年度以降の予算及び事業執行に反映するものとする。

(庶務)

第9条 行政評価の実施に関する庶務は、行財政改革推進部行政改革課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年 6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。